事　務　連　絡
令和５年１月１９日

各　所　属　所　長
各市町公立学校共済組合事務主管課長　殿

公立学校共済組合香川支部事務長

地方公務員等共済組合法における報酬月額の保険者算定の取扱い（Q&A）について

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 43 条第 14 項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）により、報酬額が著しく低くなる場合の定時決定の保険者算定については、「産前産後休業により報酬額が著しく低くなる場合の定時決定の保険者算定について」（令和４年７月１日付け４公立香第１１１号）において通知したところですが、同通知中の取り扱いについての Q&A（以下「Q&A」という。）について、文部科学省初等中等教育局財務課から公立学校共済組合本部を通じて Q&A の項番３と項番５の回答の修正通知がありましたので、お知らせします。
概要は下記のとおりです。

記

１　Q&A 項番３
修正前の Q&A においては、随時改定は、報酬額昇給、降給等により固定的給与の変動があった場合に行われるものであり、産前産後休業による報酬の減を直接の理由とするものではないため、保険者算定の対象外とされていました。
随時改定は原則対象外ではあるものの、今回の修正により、４月から６月までの産前産後休業を取得している間に固定的給与の変動があり、７月から９月までの間に随時改定が行われる又は行われる予定であるため、その年の定時決定が行われない場合等については、個別に保険者算定の対象とすることとしても差し支えないとされました。

２　Q&A 項番５
採用から 12 月以内に産前産後休業を取得した場合であっても、標準報酬の月額が定められている月が 12 月に達する場合があることから、対象とならない例として記載された「採用等から 12 月以内に産休を取得した場合に、」では適切ではないため、「採用等から 11 月以内に産休を取得した場合に、」に修正されました。

取り扱いについてのＱ＆Ａ

○趣旨

Ｑ１	今回の通知による保険者算定の趣旨は何か。
Ａ１	今回の取扱いは、出産予定日の時期の違いによってその後の育児休業手当金の給付額等の算定基礎となる標準報酬に不合理な差が生じていることを是正するものです。就業が禁止されている期間を含む産休期間中は、本人の意思にかかわらず報酬が低くなることがあることから、これが定時決定の算定基礎となることにより、不合理な差が生じているものと考えられます。

○適用対象

Ｑ２	今回の通知による保険者算定は、組合員本人の意向に関係なく、要件に合致した場合は必ず行うこととなるのか。
Ａ２	今回の通知による保険者算定は、通常の定時決定より等級を上げるものであり、その後の育児休業等の取得の有無や期間等によっては組合員の負担が増えることもあるため、組合員本人からの申出があった場合に限ることとします。

Ｑ３	今回の通知による保険者算定は、４～６月に産休を取得する場合だけが対象とされている。一方で、その他の月に取得する場合でも、随時改定等、標準報酬の算定に影響する場合があるが、その場合は今回の保険者算定の対象とはならないのか。
Ａ３	今回の取扱いは、出産予定日の時期の違いによってその後の育児休業手当金の給付額に不合理な差が生じていることを是正するものです。就業が禁止されている期間を含む産休期間中は、本人の意思にかかわらず報酬が低くなることがあり、これが定時決定の算定基礎となることにより、不合理な差が生じているものと考えられます。 随時改定は、報酬額昇給、降給等により固定的給与の変動があった場合に行われるものであり、産休による報酬の減を直接の理由とするものではないため、原則として、今回の保険者算定の対象とはしませんが、４月～６月に産休を取得している間に固定的給与の変動があり、７月～９月に随時改定が行われる又は行われる予定であるため、その年の定時決定が行われない場合等については、個別に保険者算定の対象とすることとしても差し支えありません。

Ｑ４	雇用保険法の被保険者である組合員についても、今回の保険者算定の対象とするのか。
Ａ４	地方公務員共済組合の職員など、専ら雇用保険法の適用対象となる組合員については、同法に規定する育児休業給付金が支給されるため対象となりません。

Ｑ５	直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が 12 月に満たない場合は、今回の通知による保険者算定の対象とならないのか。
Ａ５	そのとおりです。採用等から11月以内に産休を取得した場合に、本通知による保険者算定を行うこととした場合、比較対象となる直近の標準報酬の月額の平均額は、12月に満たない期間で、取得時決定による標準報酬が含まれるなど、必ずしも組合員の勤務の実態を適切に表していないと考えられます。このため、この場合は対象としないこととされました。

○保険者算定による影響等

Ｑ６	保険者算定により標準報酬を算定することとなるので、当該標準報酬をもとに掛金等が計算されるのか。
Ａ６	そのとおりです。なお、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第114条の２又は第114条の２の２による申出があった組合員については、産休又は育児休業等期間中は掛金が免除されます。また、産休又は育児休業等終了後は、法第43条第12項又は第14項による休業の終了時改定等が行われるまでの間、保険者算定による標準報酬に基づき計算された掛金等が徴収されることとなります。

Ｑ７	保険者算定により標準報酬を算定することとなるので、当該標準報酬は育児休業手当金の算定基礎としてだけでなく、介護休業手当金や休業手当金等の算定基礎にもなるのか。
Ａ７	そのとおりです。なお、育児休業中に育児休業手当金以外の休業給付を支給することは想定されませんが、育児休業終了時改定の申出があった場合も育児休業からの復帰後２～３か月目に標準報酬が改定されることとなるため、改定されるまでの間において介護休業手当金や休業手当金等が支給される場合は、保険者算定による標準報酬が算定基礎として用いられることとなります。

Ｑ８	今回の通知による保険者算定を行った者の翌年の定時決定の際には、標準報酬をどのように算定するのか
Ａ８	４～６月の３か月間の報酬額をもとに算定することとなりますが、当該期間において育児休業等を取得している場合には、運用方針法第43条関係七（一）に基づき、従前標準報酬の算定基礎となっている報酬月額をもとに算定することとなるため、結果として、本通知による保険者算定と同じ額で定時決定されることとなります。

○適用関係

Ｑ９	過年度の４月から６月までの間に産休を取得している場合は、今回の保険者算定の対象となるのか。
Ａ９	対象となりません。令和４年以降の４月から６月までの間に産休を取得している者について対象とします。

【問い合わせ先】
公立学校共済組合香川支部
企画・保健福祉担当　武田
０８７－８３２－３７９１（直通）